

令和6年1月12日

第1回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 1 号

令和6年 第1回 定例会

日時：令和6年1月12（金）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	加 藤 裕 一
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	新 名 幸 男
教育総務課長兼 真砂中央図書館長	宇 民 清
学 務 課 長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教育指導課長	赤 津 一 也
児童青少年課長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和
庶務係主事	星 考 貴

「書記」

令和6年

## 第1回教育委員会定例会

令和6年1月12日（金）午後2時  
場 所 第二委員会室  
議事録署名人 小川賀代委員

### 第1 議事録の承認

議事録第12号（令和5年第12回定例会）

### 第2 議案の審議

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

### 第3 報告事項

- (1) 叙勲等表彰受章（賞）者について (資料第1号)
- (2) 文京区立柳町小学校の教室対策について (資料第2号)
- (3) 都立特別支援学校の給食費に係る給付について (資料第3号)
- (4) 育成室及び都型学童クラブの新規開設について (資料第4号)
- (5) いじめの重大事態に係る対応について (資料第5号)

※報告事項(5)については、非公開になることが見込まれています。

### 第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、第1回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、本日全員出席の予定ですが、小川委員と福田委員が少しおこなれているという連絡をいただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、お見えになりましたので、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

### 議事録第12号(令和5年第12回定例会)

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第12号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 第2 議案の審議

### 第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は1件です。

第1号議案「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」。この件について、説明をお願ひいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第1号議案、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を取りまとめるものでございます。

1ページをお開きください。こちらに点検及び評価の概要を記載してございます。令和5年度の点検及び評価の対象となりますのは、令和4年度中に実施した事業となっております。

3ページから17ページまでは、教育指針に位置づけられた4つの視点の各項目、文化財行政及び図書館からの主要施策を抽出し、それに対応する事業の取り組み状況、成果・実績等、課題、今

後の対応・方向性及び学識経験者の意見を踏まえた総合評価をまとめて表形式で記載をしております。

18 ページから 24 ページまでは、学識経験者からいただいたご意見を掲載しております。ご意見を頂戴した学識経験者は、東京女子体育大学教授の出張吉訓先生、東京大学大学院教授の北村友人先生のお二方でございます。

25 ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と令和 4 年度の主要施策を添付してございます。

なお、この点検及び評価の報告書は、教育委員会決定後、区議会へ提出し、公表する予定でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 経年変化が必要な項目が幾つかあるのではないかなと思うんですけども、その辺がどうなっているか教えてください。

○教育総務課長 この点検・評価ですが、項目によっては、今いただいたように経年の変化が生じるものもございまして、基本的にはその単年度単年度の取り組みを評価していくということで、評価のほうはさせていただいております。

○清水委員 わかりました。ただ、経年変化というのも必要なところだとは思いますが、単年度の評価を総合的、経年的に見て、改善につなげているという理解でよろしいでしょうか。

○教育総務課長 この点検・評価だけではなくて、通常行っているさまざまな事業につきましても、そういった経年変化はしっかりと捉えた上で翌年度以降の事業に生かしていくというサイクルで進めておりますので、ここでは単年度ですけれども、実際の事業の評価並びに実施に当たっては、そういったことも考慮した上で進めているものでございます。

○清水委員 どうもありがとうございました。

○加藤教育長 ちょっと補足で。確かに清水委員が言われるように、経年の変化、事業をしてその成果はどうだったか、それを次に生かすということは非常に大事だと考えております。

こちらの表は、確かに項目自体は令和 4 年度に行った事業となっておりますが、どの表でもそうですが、事業を行った後の「課題」が各事業示されておまして「今後の対応・方向性」というところで、翌年度以降にそれをどうするかという改善点も示されております。経年という部分ではこの表としては捉えておりませんが、やった事業の課題を捉えて次につなげていくという形では考え

ておりますので、そこについては、清水委員のご意見も踏まえて次にその成果がきちんと反映できるようにしていきたいと思います。

○清水委員 よくわかりました。

○小川委員 幾つかの事業で予算現額と決算額が大幅に違っている事業があるかと思います。私が気のついたところだと、7ページ目の、事業名では、保・幼・小・中の連携教育の推進、次のページのインクルーシブ教育システム構築事業、さらに10ページの園庭開放関係費、予算で計画を立てていたものに対して、実際には予算がかからなかったということだと思います。これによって目的が達成できていたのか、できていなかったのかなど、追加の説明をお願いいたします。

○教育指導課長 今ご指摘の8ページのところでいいますと、実際は、予定していた人じゃなく、お金のかからない方、例えば指導主事が対応したり、または保・幼・小・中のほうでは、コロナ禍ということもあって、思いどおりことができなかつたということはありません。そのことにより、予算と決算額には差が生じていることがあるのは事実です。ただし、今、小川委員おっしゃったように、そのことによって十分に目的が達成できなかつたことはないと認識をさせていただきます。

○加藤教育長 10ページの園庭開放の部分、学務課のところ、お願いします。

○学務課長 学務課のこの事業についても、コロナ禍のところは一定しんしゃくしなくては行けない状況であったということは言えるかと思います。

今回学務課で、園庭開放関係費で計上しているものについては、報酬あるいは謝礼という経費で、実際従事した方に対してお支払いする、事業が実際に実施されたときには必ずついていただくという形になっているので、そういった意味で事業が中止になったりした場合には、執行されずに終わるということはありませんけれども、基本的には事業自体は円滑に行われているという認識でございます。

○小川委員 どうもありがとうございました。

○坪井委員 先ほどの経年の検討につながるかと思いますが、具体的にこうした評価をして、ここに出ている課題、今後の対応、方向性が、私たちから見るとかなり抽象的な書き方しかしてなくて、それが次年度どういう形でこの評価が生きて具体策になったのか、何か具体的に説明していただけるものがあつたら、教えていただければと思います。

○教育指導課長 具体的な事例でいうと、例えばICT支援員。学識からはICTの推進ということでは、ICT支援員を配置し、より子どもたちにきめの細かい指導だとか、先生方のスキルの差に応じた対応ということでご指摘を受けて、今年度においては、ICT支援員を充実して配置をしている

ということで改善をしていることはありますので、確実に、学識からいただいたご意見を踏まえた改善ができることに努めているところでございます。

○学務課長 同様に、先ほどちょうどお話が出ました園庭開放の部分は、今、青柳幼稚園では3歳児のプレ保育ということで実施していて、一定成果があったということがわかってきております。今後こちらの事業を、ほかの園でもやっていこう、検討していこうという声も挙がってきておりますので、そういった中でさらに事業として拡大することも視野に入れているところでございます。

○加藤教育長 先ほど教育指導課長のほうから ICT 支援の拡充という話がありましたが、具体的に3ページを見ていただくと、下のほうの「今後の対応・方向性」というところで、今後 ICT 支援員の配置時間をふやしていくことが必要であるという事務局の捉えを含めて、それをまた学識経験者のほうでも確認していただいて、令和5年度ふやしているという形になりますので、この結果については翌年度にしっかり必要なものについては予算措置等しているという状況です。

○福田委員 私も、あまりにも定性的な表現なので、具体的にどういうものなのかちょっと聞いてみたいと個人的にあったのが、8ページのインクルーシブ教育システムの構築事業とか、これだけだと具体的にイメージが湧かなかったのもう少し具体的に教えていただけるとありがたいなと思います。

○教育指導課長 まず、ご指摘の8ページのインクルーシブのところではいいですと、まずインクルーシブ教育を推進していくためには、先生方の認識の改善が必要ですから、毎年インクルーシブに関する研修を行っています。そのことによって、まず認識とかスキルアップ、指導方法の改善をするということから外部の学識をお呼びしたり、先ほど言ったように、指導主事が行って研修をするなどをやったり、また、実際に、特別支援教育、障害のある子どもたちに対する指導を行っている先生方を中心に研修の充実をしたり、情報交換をするということも職層に応じてやったりということで充実を図っている内容になってございます。

○福田委員 具体的には特別支援教室の先生に対してのというものですか。

○教育指導課長 特別支援教育を実施している先生のみならず通常の学級の先生方にも、インクルーシブは通常の学級の中で障害のある子が一緒に学ぶということを目指しているわけですから、そういった部分では通常の学級の先生方にもその認識を改めていただく必要があって、全ての先生方に何らかの形の研修を実施している状況です。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

事前に見ていただいておりますけれども、ボリュームが多いので、もうちょっと時間をとったほ

うがよろしいですか。

よろしいですか。——はい。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めもしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第2 報告事項

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項の前にお諮りしたい件がございます。本日の報告事項の(5)「いじめの重大事態に係る対応について」となっておりますけれども、文京区教育委員会会議規則第12条ただし書きには、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されております。本報告事項は、個人情報を含むため、非公開としたいと思いますが、委員の皆様、非公開でもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 ご異議ないようですので、それでは、この案件につきましては、非公開ということで決定させていただきます。

### (1) 叙勲等表彰受章(賞)者について

○加藤教育長 それでは、報告事項に入らせていただきます。

1つ目です。「叙勲等表彰受章(賞)者について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号の叙勲等受章者(賞)者一覧表をご覧ください。

最初に、令和5年叙勲・賜杯受章者でございます。まず、春秋叙勲でございます。こちらは校長または園長経験者で、学校教育の振興に貢献し、特に顕著であると認められた者で、満70歳以上かつ教育関係公務員歴が30年以上かつ教員歴が20年以上の者を表彰するものでございます。

その下の米寿叙勲でございますけれども、こちらは満88歳になった者で、校長または園長経験者で、学校教育の振興に貢献し、教育関係公務員歴が30年以上かつ教員歴が20年以上で、過去に春秋叙勲に該当していない者を表彰するものでございます。

次の文部科学大臣表彰になります。こちらは学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた



在職中の教職員が対象で、教職員歴が 20 年以上かつ 50 歳未満の者が対象となっております。

最後に、東京都教育委員会表彰でございます。こちらは東京都の教育の発展、学術・文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員及びすぐれた教育実践研究活動等を行っている者等が対象になってございます。

説明は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。——はい。

## (2) 文京区立柳町小学校の教室対策について

○加藤教育長 それでは、2 件目に入らせていただきます。「文京区立柳町小学校の教室対策について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部副参事 それでは、資料第 2 号、文京区立柳町小学校の教室対策についてご説明いたします。

現在改築を進めております柳町小学校につきましては、資料の 1 「概要」にありますとおり、Ⅱ期工事のエリアにおきまして、試掘の結果、ことしの 6 月末までの予定で埋蔵文化財の本調査を行っているところでございます。しかし、学区内の児童数の増加と、いわゆる 35 人学級対応のために令和 7 年 4 月には改築工事開始時の予測を上回る教室が必要となったため、新たな仮設校舎を建設しⅡ期工事完了までの普通教室等の不足に対応するものでございます。建設する仮設校舎の概要はこちら記載のとおりとなります。

先に、児童数の推計につきまして、資料の 4 ページ目をご覧ください。(参考) 児童数及び学級数の推移の表にございますとおり、最上段の本年度、令和 5 年度は、右端に記載のとおり、15 クラスでございます。今後の児童数の増加と特別支援学級のある学校でございますので、その教室等を勘案しますと、現在の校舎では最大 18 クラスまで対応可能なのですが、推計では令和 7 年度に 19 クラス、8 年度には 20 クラスが必要です。埋蔵文化財の本調査で工事がとまっていることでもありますので、Ⅱ期校舎が完成するまでの 1 年半以上教室が不足する状況となりました。

1 ページ目にお戻りください。工事のスケジュールでございます。実施設計を本年 1 月から 9 月に実施しまして、建設工事は 10 月から来年の 3 月まで、来年度の令和 7 年の 4 月には供用が開始できるよう進めてまいります。

校舎の位置につきましては、2 ページ目の現況図をご覧ください。現在の仮設校舎の北側、図面

ですと左側に並行して建てるような形になっておりまして、現在の仮設校舎の左下に逆L字で表示されておりまして、渡り廊下とつないで既存校舎等と接続いたします。これによりまして、運動場は狭くなりますので、体育の授業は近隣の区有施設を活用して行う計画としております。

続きまして、3ページ目の第二仮設校舎の平面図をご覧ください。本件に加えまして、令和8年に学区内に大規模なマンションの竣工が予定されておりますので、それを考慮しまして、教室が不足する令和7年4月までの限られた期間で可能な限り多くの教室が確保できるよう計画しております。左側の1階の図面のとおり、1フロアに普通教室4室、また少人数教室にも活用できる多目的室を1室、男女トイレとバリアフリートイレを配置いたします。2階もほぼ同様のつくりとなりますので、これで合計で普通教室が少なくとも8室、多目的室を2室造設いたします。既存の校舎と合わせますと、普通教室は全部で26、多目的も考えますと27まではふやせる形になります。

1ページ目に再度お戻りください。一番下の段その他でございます。現在進めています埋蔵文化財本調査に7カ月要しますので、その後、掘り起こしました地盤の改良工事等があわせて必要となります。このことから令和7年7月に予定だったⅡ期工事は令和8年の7月に、また令和8年11月に予定だった完全竣工は令和9年11月に予定を変更いたします。

ご説明は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 今回学区内の児童数の増加は、大きなマンションが建つということでの話だったかと思えます。今この学区に限らずいろいろなところで建設予定があるのではないかなと思えます。サッカーミュージアムの跡も同様かと思えます。その辺のことを考えると、各学校においていろいろ考え直していかなくてはいけないところが出てくるのではないかなと思うんですけれども、その辺についてどのようにお考えかというのを教えてください。

○教育推進部副参事 各学校の学級数または児童数の推移につきましては、毎年度9月に児童推計をしておりまして、その学区内にお住まいのお子さんの人数、動向をはかりながら、あわせて地域のマンションの建築状況等の情報も加えた上で推計を出しておりまして、必要に応じて教室対策、既存校舎の改修で進むのか、あるいは増築が必要なのかというのを判断しながら進めているところです。先ほどご指摘のありました湯島地区におきましても、まさに今、湯島小学校の増築校舎建設に向けて進めており、そういった形での計画を進めているところでございます。

○清水委員 どうもありがとうございました。その辺のマンションの今後の予定なども考慮に入れての推計ということで大変よくわかりました。

○小川委員 先ほど、運動場が狭くなるということで区の施設を使うということだったかと思いません。具体的には、例えば低学年の子たちが学外に移動して体育の授業をする、限られた時間の中で往復の時間と体育の授業の中身を考えますと、結構不便を強いることになるのかなと思うんですが、その辺どういう計画になっているのかというのを教えてください。

○教育推進部副参事 各学年が今体育の時間を、45分授業で3コマ行っています。このうち1時間は体育館を使った授業をしているので、残り2時間が校庭を使っての授業となります。今、学校と相談し計画しているのは、この2コマを1つの固まりということで連続のコマにしまして、移動については、極力歩いて行ける範囲のところを確保できればとは思っておりますが、難しい場合はバスの移動ということで、バス移動も考えております。バスで10分移動をして75分間授業を行って、10分間戻ってくるという形で、近隣のスポーツ施設と所管課と今調整を進めているところではございます。

○小川委員 ありがとうございます。計画を伺った範囲では、結構大ごとというか、いろいろ大変なことだなという印象を受けましたので、小さい子どもたちもありますし、移動に関しては交通安全のこともかかわってくるかと思しますので、綿密に計画を立てていただきたいなと思いました。よろしくをお願いします。

○坪井委員 教室の数が今どこに幾つあって、新校舎ができたときに幾つになって、そのときに仮設校舎はどうなるのか、その辺の概要を教えてください。

○教育推進部副参事 図面の位置的にいきますと、別紙1、2ページ目をご覧くださいと思います。図面の左端から大きくLの字にある運動場と書いてあるところを囲むようにある校舎が既存のもともとの校舎で、既存校舎を生かしたまま、実際に今も、子どもたちはこちらで生活しております。プラスそこを囲むように、今度は右上に仮設校舎と白抜きで、今回建てる第二仮設校舎候補地の隣側に仮設校舎も建築段階で建てておりまして、この既存校舎と仮設校舎を合わせて最大で18教室までは確保できる大きさを持っております。

図面の説明をしますと、そのまま右側の新校舎北棟工事エリア、ここがⅡ期工事のエリアです。まさに埋蔵文化財の本調査を行っているのがこのエリアとなります。その右側にございます新校舎南棟、これは既に改築が終わって新しい校舎が建っております、1、2階が柳町こどもの森で、3、4、5階の部分に小学校のプールと体育館がございます。

今回は、この図面ですと左側、運動場の中に第二仮設校舎を建築いたしまして、ここに8教室、普通教室をつくりますので、合わせて26教室確保できることを考えております。

○加藤教育長 こちらの新校舎北棟で普通教室を何室予定しているのか、あと、新校舎南棟で既に何室できているのか、その2つ数字を。

○教育推進部副参事 新校舎南棟は、小学校の教室はございません。体育館とプールになります。ですので、新校舎北棟が新たな教室棟になるんですが、こちらは各学年が3教室プラス多目的にも使える少人数教室、普通教室と同じ大きさのものが1つ、1学年に対して4教室掛ける6学年で24教室分の教室がございます。それ以外に特別教室であったり、特別支援学級のための部屋であったり、学びの部屋であったり、また管理諸室が全て北棟に用意されることになります。

○坪井委員 そうすると、新校舎北棟ができると24教室ができて、それで令和10年度までの推計のクラスは21クラスだから、ここで対応できるという意味ですか。そのときには仮設校舎や既存教室は全部壊すという前提なんですね。

○教育推進部副参事 ご認識のとおりです。仮設や既存の校舎を壊して、このエリアが全て校庭になります。

○坪井委員 今26用意するとおっしゃっているけれども、24が最終的になった場合、26必要なのではないわけですね。24で足りるという認識ですか。今26になるとおっしゃいましたよね。

○教育推進部副参事 仮設が建ち上がった段階で26まで確保はしておりますけれども、学校は、第二仮設以外のところでは、今、生徒数が非常に多くなってしまっているのが、算数少人数の教室をほかと兼用したり、結構、教室の運用に難しいところがございます。それと合わせて、令和8年度の新しいマンションでふえる人数がある程度多くなったとしても対応できるように余裕を持った教室数を確保したところです。

○坪井委員 それが新校舎になって24になったときに2つ減るわけですね。26を24に。

○加藤教育長 最終的に24教室でも十分に教育環境が確保できるのかということを知りたいんだと思います。

○教育推進部副参事 新校舎の場合には、24教室に加えてワークスペースという普通教室の大きさを持っている部屋が各フロアに1個の大きさをとれるものが1つと、0.5とれる部屋が2つ、また各フロアに1.5教室分の多目的室が用意されるなど、各フロアに普通教室以外の多目的な部屋が確保してありますので、その点は26と24が数字上違ったとしても十分に確保できる計画にはなっております。

○坪井委員 あと、もう一つ。今第二仮設校舎が必要になるという事情はこの建築計画の最初には想定されてなかったということなんですか。

○教育推進部副参事 建築計画の全く初期の段階ですと、令和6年度中の竣工が予定されていたところ、その後コロナ禍等があって、令和7年の11月にⅡ期校舎の建築が延びたというところもあるので、そういった点でも令和7年度までかかるということが最初には想定されていなかったというのが一つ。令和6年度の段階で17教室、仮に令和7年までかかったとしても18教室までしか伸びないというのが当時の想定だったので、それを上回ってしまったというところ。18教室というのが各学年3クラスずつ、三六、十八まで。

○加藤教育長 それは埋蔵文化財の関係があって、その影響があるということではないんですか。単純に想定と違ってしまったということですか。

○教育推進部副参事 今回でいいますと、令和7年度に今19クラス想定されております。教室の数としては、第二仮設なしだと18までなので、令和7年度の段階で既に1クラス足りなくなる想定にはなっております。ただ、その期間が、埋蔵文化財があることによって半年ではなくて1年半に延びてしまったということで、仮設校舎建設に踏み切ることを判断したところです。

○加藤教育長 よろしいですか。ちょっとわかりづらいですか。

○坪井委員 何となくわかりました。そうすると、埋蔵文化財が出るか出ないかというのはあまり計画の中には入っていなかったということなんですかね。

○教育推進部副参事 マスタースケジュールをつくる際にはある程度のバッファは入れますけれども、もともとここは建築物があったところですので、埋蔵文化財が出る想定では期間は検討しておりませんでした。

○坪井委員 つまり埋蔵文化財が出たこと自体が想定外だったんですね。

○加藤教育長 そうですね。その部分でより長くなってしまったということですね。より長くなってしまったので、校庭の部分の課題はありますけれども、第二の仮設校舎が必要と。

○坪井委員 わかりました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょう。

よろしいですか。——はい。

### (3) 都立特別支援学校の給食費に係る給付について

○加藤教育長 それでは、3番目に入らせていただきます。「都立特別支援学校の給食費に係る給付について」。この件について説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料第3号に基づきまして、都立特別支援学校の給食費に係る給付につい

て、ご報告申し上げます。

昨年10月にメールにて一報を入れさせていただきましたが、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の給食費の負担を軽減するために、令和5年9月にさかのぼって給食食材費相当分を給付する事業ということになっております。

対象者は、文京区に住民登録のある都立特別支援学校小学部または中学部に在籍している児童・生徒になります。

給付額は、3の表に記載のある1月当たりの単価に在住月数を乗じた金額となります。こちらの単価は、区立小・中学校の給食食材費に相当する額を月額に換算したものとなっております。

実施方法ですが、対象者に申請書をお送りしまして、保護者の口座に振り込む形で行います。

最後に、スケジュールになりますが、来月2月に申請書を送付し、その後申請を受け付け、書類等審査しまして、3月下旬以降対象月分を一括で支給する予定でございます。

報告は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 この想定される人数はどれくらいなのでしょう。

○学務課長 80人前後を想定しております。

○清水委員 わかりました。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。——はい。

#### (4) 育成室及び都型学童クラブの新規開設について

○加藤教育長 それでは、4番目に移らせていただきます。「育成室及び都型学童クラブの新規開設について」。この件について説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 それでは、資料第4号に基づきまして、育成室及び都型学童クラブの新規開設について、ご報告いたします。

まず、概要ですが、区内の児童数、年少人口が増加しており、育成室を待機になる児童も今年度急増いたしました。そこで令和6年4月に新たな育成室及び民間事業者が運営する都型学童クラブを開設し、待機児童の解消を進めてまいります。

2の設置一覧の表をご覧ください。育成室を計10カ所、それから都型学童クラブを1カ所開設いたします。施設名、所在地、定員は記載のとおりでございます。

2 ページ目以降は、各施設の詳細、面積や運営事業者、所在地周辺図を掲載しております。

説明は以上です。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 1つ教えていただきたいんですけど、この育成室自体は選べるんですけど。それとも、通っている学校によって固定になるのかどうか、教えていただきたいのが1つ。

あと、こちらがふえることによって解消されるに十分な数なのかどうかということをお教えください。

○児童青少年課長 まず、1点目ですけれども、基本的にはお住まいの住所地で育成室は決まっております。そこで希望する育成室が定員で超過してしまった場合には近隣の育成室を区のほうで紹介させていただく形をとらせていただいています。

それから、この表でいうと今回、定員の枠が360人ふえます。今年度の4月1日現在で待機数は97人出ましたが、今年度の4月から来年度の4月に向けて人口の伸びもございますし、今回10カ所つくりましたけれども、どうしても足りない地域につくれていない現状もございますので、数字上は解消される形になりますが、現実には解消されるかどうかは3月ごろに判明する形になります。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

○坪井委員 現実問題として、90名の待機を必要としていた子どもさんたちは、實際上、放課後どういうふうに住まわれているのでしょうか。

○児童青少年課長 基本的には民間の学童クラブですとか児童館、学校にそのままとどまれる放課後全児童向け事業というのがございまして、そういったところ、あとは塾とかご自宅、我々一人一人調査はしていないんですが、そういったところに行かれているのかなと想定しております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。——はい。

#### (5) いじめの重大事態に係る対応について

○加藤教育長 それでは、次に行かせていただきます。先ほど報告事項の冒頭で確認させていただいておりますが、次の案件につきましては、個人情報もありますので、非公開ということで進めさせていただきます。

その前に、その他の事項ということでもありますので、今回ございますでしょうか。

特にありませんか。

それでは、次の5番目の報告事項に入らせていただきますので、傍聴の方は、申しわけないですが、退席をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(以下、非公開)



令和6年1月12日

議事録署名人

教育長

委員